地方独立行政法人大阪市博物館機構総合評価一般競争入札
事業者選定委員会設置要綱

平成 31 年４月１日

（目的）

第１条　地方独立行政法人大阪市博物館機構（以下「法人」という。）契約規則第１０条に定める総合評価一般競争入札を実施するにあたり、法人総合評価一般競争入札事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

（組織）

第２条　委員会は、事務局長、事務局総務課長、当該業務案件の館等代表者（課長級以上）のほか、法人の役職員以外の識者１名以上（以下「外部委員」という。）をもって組織する。

２　前項の外部委員の選任は、別途決裁にて決定する。

３　委員長は事務局長をもって充てる。

（運営）

第３条　委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

２　委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。

３　委員長は、委員会を招集できない場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に代えることができる。

（業務）

第４条　委員会は、次の事務を所掌する。

① 落札者決定基準の審査

② 落札者決定基準に基づく評価点の決定に係る審査

（意見の聴取など）

第５条　委員長は、委員会において必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、必要な説明もしくは意見を聴き、または資料の提出を求めることができる。

（秘密の保持）

第６条　委員及び委員会に出席した者は、その職務に行うにあたり知り得た事項をほかに漏らしてはならない。

（委員報酬など）

第７条　外部委員の報酬及び費用弁償については、地方独立行政法人大阪市博物館機構謝金規則による。

（庶務）

第８条　委員会の庶務は、事務局総務課が行う。

（その他）

第７条　この要綱に定めるもののほか委員会に関する事項については、委員長が別に定める。

附　則

１　この要綱は、平成３１年４月１日から施行する。